

国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会 企業評価検討部会

規 約

（設置の目的）

第1条 新しい建設生産システムを構築するための具体的な取組のうち、成績や体制を重視する企業・技術者等評価の仕組みづくりに関して、有識者から意見を聴取することを目的として、「国土交通省直轄事業における公共事業の品質確保の促進に関する懇談会」に「企業評価検討部会」（以下「本部会」という。）を設置する。

（本部会の事務）

第2条 本部会は、以下に掲げる事項を審議する。

- 一 多面的な企業評価の仕組みに関すること。
- 二 競争参加資格審査における技術評価点数（主観点数）に関すること。
- 三 入札ボンドの実効性の検証と本格導入に関すること。

（本部会の構成）

第3条 本部会は、会議の長（以下「部会長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、会議を統括する。
- 4 委員の構成は、別紙に掲げる者とする。
- 5 本部会は、必要に応じて委員の追加を行うことができる。
- 6 本部会は、必要に応じて参考人のヒアリングを行うことができる。

（本部会の開催）

第4条 本部会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

- 2 会議は公開を原則とし、部会長の判断により非公開とすることができる。
- 3 会議の議事概要は速やかに公表する。

（事務局）

第5条 本部会の事務局は、大臣官房技術調査課、国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター及び関東地方整備局企画部に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、本部会の運営に関し必要な事項については、本部会で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成22年2月24日から施行する。